

令和6年度

# 生徒手帳



愛媛県立吉田高等学校

〒799-3794 宇和島市吉田町北小路甲10番地  
TEL(0895)52-0565 FAX(0895)52-4616

## 校章について



四方に伸びるペンの象形。ペンは志学の象徴である。もと、これは剣を表わし、吉田中学、吉田工業の校章であったが、戦後、ペンに変わったものである。四本のペンは、又、本校四箇条の校訓を示す。

中の三つ重ねは柏の葉で、創立者ゆかりの、山下高女の校章だったものである。

中央に「高」の字を据え、ここに吉中、吉工、山下高女の三校が合体し、新生の歩みを始めたのである。

## 目 次

1	校 内 案 内 図	1
2	校 歌	2
3	沿 革	3
4	教育方針および校訓	6
5	生 徒 心 得	7
6	諸 規 定	14
7	生 徒 会 規 約	22
8	生徒会会計細則	28
9	家庭クラブ規程	30



# 吉田高等学校校歌

*mf* ♩ = 120 元気よく

作詩 坂村真民  
作曲 深尾茂男

みな みのうしー お おー だ やかに はな  
 さきかおー る たー ち ば な の よー  
 も のやまや まう るー わし く なー  
 がれつきせぬ くー にー や す の ふー  
 る き れきし のかー わ の べ に あー  
 あ ーせんめ いのわー こーう ど が みが  
 く ーちとく のまー なび のそ の

一、南の潮 うしお おだやかに

花咲き薫る かおる たちばなの

四方の山々 うらわ 麗しく

流れつきせぬ 国安の

古き歴史の 川の辺に

ああ 千名の 若人が

磨く知徳の 学びの園 その

二、燃ゆる血潮を くろがね 鐵の

美し火花と 輝かし

精神を修め 技術を練る

その名も善しや 吉高の

理想の灯り あか ともしつ

ああ 人生に 船出する

使命や重く 光りあり

三、法華津の山の 山脈の やまなみ

空に高々 立つ如く

野島の波に 浮く鳥の

地平の涯に はて 飛ぶ如く

真理のペンを かざしつ

ああ 吉高の名を揚げよ

わが吉高の 名よ響け

# 沿 革

## (1) 沿革の概要

### ア 私立山下高等女学校

- 大正 5. 8. 21 財団法人山下実科高等女学校設立認可  
" 6. 3. 6 山下亀三郎氏「人間をつくるには先ず母をつくれ」の趣旨により、私立山下実科高等女学校設立（3年制）  
" 6. 4. 16 第1回入学式挙行  
" 7. 9. 2 私立山下実科高等女学校開校式挙行  
" 13. 4. 1 私立山下高等女学校と改称（4年制）  
昭和 23. 4. 1 学制改革により私立山下高等学校となり、中学校を併設

### イ 吉田町立吉田中学校・愛媛県立吉田工業学校

- 大正 12. 4. 2 時の町長清家吉次郎氏の主唱により郷土の人々、また村井保固氏、山下亀三郎氏、その他町出身有志により吉田尋常高等小学校を仮校舎として、町立吉田中学校を開校  
" 15. 3. 17 校舎竣工、移転  
昭和 13. 8. 1 県に移管し、愛媛県立吉田工業学校を設立、乙種3年制の機械科設置  
" 14. 6. 8 甲種5年制の電気科設置  
" 16. 2. 13 機械科甲種5年制に昇格  
" 19. 4. 1 機械科、電気科の修業年限を4年制に変更  
" 23. 4. 1 学制改革により、愛媛県立吉田工業高等学校となり、中学校を併設造船科増設  
" 23. 11. 1 普通科、工業科の定時制課程を併設

### ウ 愛媛県立吉田高等学校

- 昭和 24. 9. 1 愛媛県立吉田工業高等学校を愛媛県立吉田高等学校と改称  
" 25. 4. 1 総合制実施に伴い私立山下高等学校を併合し、普通科設置（男女共学制実施）  
" 25. 4. 1 昼間定時制被服課程設置  
" 26. 3. 31 定時制課程工業科廃止  
" 26. 4. 1 定時制奥南分校が宇和高等学校より分離し、定時制農業課程の2か年コースとして本校に所属  
" 27. 4. 1 機械科募集定員2学級80名  
" 27. 4. 1 昼間定時制被服課程を家庭技芸コースに改称  
" 30. 4. 1 電気通信科増設、募集定員40名  
" 32. 3. 30 造船科廃止  
" 35. 3. 31 昼間定時制家庭技芸コース廃止  
" 35. 4. 1 普通科募集定員135名  
" 36. 3. 31 定時制奥南分校廃止  
" 36. 4. 1 電気科募集定員80名  
" 37. 4. 1 電気通信科を電子科と改称  
" 38. 4. 1 普通科募集定員220名機械科募集定員135名  
" 38. 12. 16 第2教棟（普通科）竣工  
" 39. 11. 24 第1教棟（本館）竣工  
" 41. 4. 1 普通科募集定員200名、機械科募集定員120名、定時制募集定員40名  
" 42. 4. 1 普通科募集定員144名  
" 43. 3. 31 校舎敷地631.4㎡購入  
" 43. 10. 2 第3教棟（電気、電子、理科）竣工

- 〃 44. 2.12 枚舎敷地 2,333.06 m<sup>2</sup>財団法人(山下学園より寄附)
- 〃 44. 4. 1 普通科募集定員 90 名
- 〃 46. 4. 1 普通科募集定員 135 名
- 〃 46. 9. 9 第 4 教棟(工業科)竣工(第 1 期)
- 〃 47. 2. 9 〃 〃 (第 2 期)
- 〃 47. 8.21 第 2 グランド竣工
- 〃 48. 3.25 第 4 教棟 (工業科) 竣工 (第 3 期)
- 〃 48. 4. 1 建築科設置、募集定員 40 名
- 〃 48. 4. 1 電気科募集定員 40 名
- 〃 48.10.22 体育館竣工
- 〃 48.11. 1 屋外便所竣工
- 〃 49. 6.30 芸術教棟竣工
- 〃 49. 8.20 第 5 教棟 (建築科) 竣工
- 〃 52.12.22 校舎敷地 161.46 m<sup>2</sup>、運動場 160.99 m<sup>2</sup> P T A より寄附
- 〃 52.12.27 枚舎敷地 1,476.35 m<sup>2</sup> 吉田町より譲与
- 〃 56. 3.26 武道場竣工
- 〃 56. 4. 1 機械科募集定員 80 名
- 〃 57. 1.19 部室新設 (山下グラウンド)
- 〃 57. 3.19 寄宿舍竣工
- 〃 57. 4. 1 普通科募集定員 90 名
- 〃 57. 4. 1 機械科募集定員 40 名
- 〃 57. 9.16 体育倉庫竣工
- 〃 58. 2.24 夜間照明設備新設 (第 2 グランド)
- 〃 58. 3.25 クラブハウス竣工
- 〃 58. 4. 1 普通科募集定員 135 名
- 〃 58. 4. 1 機械科募集定員 80 名
- 〃 58.11. 1 正門・前庭竣工
- 〃 61. 3.31 定時制閉校
- 〃 61.10.24 弓道場新設
- 〃 62. 3.25 プール竣工
- 平成 元. 2. 6 塑性加工実習室竣工
- 〃 2. 1.23 体育器具収納庫竣工
- 〃 4. 3.25 合併浄化槽竣工
- 〃 4. 4. 1 普通科募集定員 90 名
- 〃 5.11. 6 創立 70 周年記念式典 (メモリアルモニュメント完成)
- 〃 6. 3.30 本館・第 2 教棟・第 3 教棟 大規模改修工事完成
- 〃 8. 4. 1 普通科募集定員 80 名
- 〃 13. 2.15 相撲場新設
- 〃 13. 4. 1 機械科募集定員 40 名
- 〃 17. 4. 1 電気科・電子科募集停止
- 〃 17. 4. 1 電気電子科設置、募集定員 40 名
- 〃 19. 6.15 全ホームルーム教室にエアコン設置
- 〃 19.11. 3 創立 90 周年記念式(吉田三傑資料室設置)
- 〃 21.12.25 第 4 教棟耐震改修工事完成
- 〃 23. 2.28 体育館耐震改修工事完成
- 〃 24. 4. 1 機械科・建築科募集停止
- 〃 24. 4. 1 機械建築工学科設置、募集定員 40 名
- 〃 26. 9.26 第 3 教棟耐震改修工事完成
- 〃 27. 3.26 本館耐震改修工事完成
- 〃 28. 3.22 第 2 教棟耐震改修工事完成
- 〃 29. 8.24 第 5 教棟新築工事完成
- 〃 29.11. 2 創立 100 周年記念式典(石碑建立)

大正6年3月、山下亀三郎氏によって設立された私立山下実科高等女学校は、大正13年4月に私立山下高等女学校と改称。昭和23年4月には学制改革により私立山下高等学校となり、昭和25年に県立吉田高等学校に併合された。

また、大正12年4月に村井保固氏、清家吉次郎氏、山下亀三郎氏などによって開校された吉田町立吉田中学校は、昭和13年8月に県に移管され県立吉田工業学校となる。さらに、昭和23年の学制改革で県立吉田工業高等学校となり、翌年県立吉田高等学校と改称され、昭和25年には私立山下高等学校と併合される。

以来、工業科と普通科を併設した総合制男女共学の高等学校となり現在に至っている。

大6

私立山下  
実科高等  
女学校

大13

私立山下  
高等女学校

昭23

私立山下  
高等学校

昭25

愛媛県立吉田高等学校

吉田町立  
吉田中学校

愛媛県立吉田  
工業学校

愛媛県立吉田  
工業高等学校

大12

昭13

昭23

昭24



山下高等女学校校章



吉田中学校校章



吉田工業学校校章



吉田高等学校校章

(2) 卒業生徒数（総数 22,997 名）

吉田町立吉田中学校	701名
愛媛県立吉田工業学校	520名
私立山下高等女学校	1,721名
愛媛県立吉田高等学校	20,055名

〔	全日制課程	19,334名	〕
	定時制課程	721名	

※令和5年度卒業生を含む人数

## 教育方針および校訓

### 校 訓

本校は創立以来四つの校訓がある。

これは創立者の一人である村井保固氏によって定められたものである。その内容は人間形成の根幹を成すものである。「自律」「忠誠」「愛物」「邁往」を目標とする。

自律以行己（じりつもっておのれをおこなう）

自主的で責任感ある態度で行動する心

忠誠以接人（ちゅうせいもってひとにせつす）

誠実で思いやりのある態度で接する心

愛物以利世（あいぶつもってよにりす）

自然を尊び公共心を持って生活する心

邁往以当事（まいおうもってことにあたる）

向上心を持ち進取の気風で行動する心

### 教 育 方 針

真理と正義を愛し、勤労を尊び、責任を重んじ、人間としての調和のとれた、心身共にたくましい生徒を育成する。

### 教 育 目 標

「自ら考え、行動する生徒を育成する」

—<sup>こころ</sup>精神を修め、知と技を練る吉田高校—

# 生徒心得

## I 総 則

生徒は校訓を指針とし、生徒心得・校内規程を守り、高い知性と品性を身に付けるように努力しよう。この目標に基づき、高校生としての自覚をもって、自主的・自律的に生活し、自己の向上と地域社会への貢献に努めよう。

## II 生徒心得

### 1 校内生活

#### (1) 授業等について

常に勉学・スポーツ等に励み、授業その他の教育活動に支障をきたさないように努めよう。

#### (2) 施設・設備

学校の施設・設備・備品等を大切にしよう。また、破損したときには、直ちに係の先生に届けること。状況により弁償しなければならないこともある。

#### (3) 外出

放課後までは原則として校外に出ない。やむをえない場合には、ホームルーム担任の許可を得て、外出許可証をもらって外出する。

#### (4) 拾得物等

紛失したり、拾得したときは、ホームルーム担任もしくは係の先生に早急に届ける。

#### (5) 持参品等

授業等に必要でないものは、学校に持ってこない。

#### (6) 欠課・早退について

欠課・早退をするときは、ホームルーム担任に連絡し、場合によっては、養護教諭の指示によって、所定の手続きを行う。

(7) 遅刻・欠席について

遅刻・欠席するときは、事前に学校に連絡する。事後に所定の手続きを行う。

(8) 登・下校時刻について

余裕をもって（始業時間 5 分前までに）登校しよう。下校時間は、通常夏季は 18 時、冬季は 17 時 30 分までとする。

(9) 部活動について（考査発表中・考査中）

考査発表日より考査終了日までの間、部活動は原則として行わない。

(10) 異装での登校について

やむをえない理由で規定の服装で通学できない場合は、ホームルーム担任を通じて生徒課に届け出る。

(11) 校内での選挙活動や政治活動について

原則禁止する。

(12) 携帯電話について

学校内に携帯電話を持ち込む場合は必ず電源を切ってカバンの中に入れておき、学校の指示があるとき以外は取り出して保持したり使用したりしてはならない。

## 2 校外生活

(1) 登下校について

交通ルール・マナーを守り、安全通学を心がけよう。

(2) 立ち入り禁止場所について

高校生として好ましくない場所には立ち入らない。

(3) アルバイトについて

アルバイトは、長期休業中を原則とし、所定の手続きを行う。

(4) 海外旅行・登山について

所定の手続きを行う。

(5) 外泊について

外泊は好ましくない。ただし、外泊する必要の生じた場合は、保護者の了解を得る。

### (6) 行事について

校外の団体を組織したり、加入したり、催し物や興行に出場するときは、事前に許可を得る。

### (7) 校外での選挙運動や政治的活動について

校外での選挙運動や政治的活動については、各自の判断に委ねることとする。ただし、18歳の誕生日前日以前である者の選挙運動や下記のようなおそれのある場合については、認められないので留意すること。

ア 違法なもの、暴力的なもの。

イ 学業や生活に支障があるもの。

ウ 学校教育の実施に支障があるもの。また、選挙運動用のメールを他人に転送するなど、公職選挙法上認められていない政治的活動等を禁止する。

## 3 交友

(1) 保護者、先生、年長者には礼儀をわきまえ、丁寧な言葉づかいを心がけよう。

(2) お互いの人格を尊重しあい、理解と親しみをもって接しよう。また、男女交際においては常に節度を保ち、健全であるように心がけよう。

### Ⅲ 服装規定

#### 1 制服

##### (1) 冬服

- ア 本校指定のブレザーに、本校指定のスラックスもしくはスカートを着用する。
- イ 白の長袖スクールシャツ（カッターシャツ）を着用する。
- ウ ブレザーの上ボタンを必ず留める。（もしくは両ボタンを留める。）
- エ スクールシャツの襟からハイネックの中着等が出ないようにする。
- オ 本校指定のネクタイもしくはリボンを着用する。



##### (2) 合服

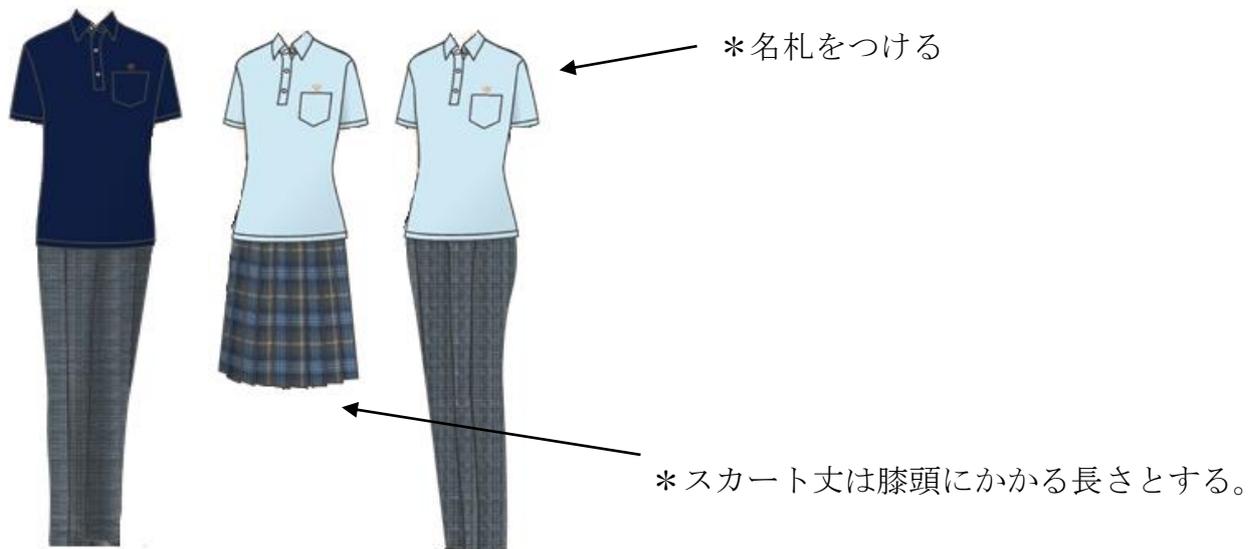
- ア 白の長袖スクールシャツ（カッターシャツ）の上に、本校指定のベストを着用する。
- イ 本校指定のネクタイもしくはリボンを着用する。



### (3) 夏 服

ア ポロシャツを着用する場合は第一ボタンを開けてもよい。

イ ポロシャツの裾はスラックス、スカートから出してもよい。



#### [共通]

ア スラックスを着用の時はベルトをする。色は黒、紺、茶。

イ スカート丈は膝頭にかかる長さとする。

ウ 左胸に名札を付ける。

### (4) 頭髪について

ア 頭髪については、極端な変形カットはしない。

イ パーマ、加工、髪染め、脱色はしない。

ウ 時、場所、場面に応じた髪型にする。（とくに安全確保するために、巻きこまれない髪型、ヘルメットをきちんと着用できる髪型にする。）

エ 前髪が目にかかる場合は切る。

オ 髪が肩にかかる場合はゴムで結ぶ。

カ ピアスしない、ピアス穴はあけない。

キ 化粧はしない。

ク 眉を極端に細くしない。

ケ 適度な整髪料は（無香料）は使用してもよい。

## (5) 靴・カバン・防寒着

- ア 通学用の運動靴は華美でないもの（色の指定はしない）でローカット（くるぶしが見える）靴とする。（マジックテープの運動靴でも可。ただしハイカットは不可。また、雨天時は雨靴の使用可）
- イ 通学用革靴はローファータイプ（ひもなし、飾りなし）の黒色の標準革靴・合成皮革。ヒールの高さは3センチまでとする。ブーツ等のハイカットは不可。
- ウ ソックスは白・黒・紺・灰の単色で絵柄のないもの。（ライン・ワンポイントマーク入りは可。）
- エ ストッキング、タイツをはく場合はベージュ、黒、紺とする。
- オ 化粧や香水・カラーリップをしない。
- カ マニキュアをつけたり、爪を伸ばしたり磨いたりしない。
- キ ペンダント・ネックレス・ピアス・ブレスレット・指輪等のアクセサリーをつけない。
- ク 学業への集中を妨げるものは持ってこない。（漫画本・トランプ等）
- ケ 学生用カバンの使用は自由とする。（使用の際は、落書き、ワッペン、アクセサリー変形をしない。）
- コ スポーツバッグを通学カバンとして用いても良い。（リュック型・色の指定はしない）ただし、著しく高価で贅沢なものや紙バッグ類の使用は禁止する。
- サ 手さげカバンを使用する場合は、チャック付きのバックとする。
- シ 手袋は校内では使用しないこと。
- ス 冬季厳寒期には、ウインドブレーカー（厚手の物・綿入り）・マフラー（色、長さ、幅の指定はしないが、安全面が確保できない場合は注意を促す）を登下校時のみ使用できる。
- セ カラーコンタクトレンズは不可。（縁取りだけカラーも不可）

## IV 交通安全に関する規程

### 1 徒歩通学について

交通法規を守り、交通安全を心がけよう。

### 2 自転車通学について

(1) 自転車通学生は、自転車通学許可申請書をホームルーム担任を通じて生徒課に提出し許可を受ける。

(2) 自転車通学生は、自転車通学生心得を守ろう。

ア 防犯登録をすること。

イ 自転車事故を保障する保険に加入していること。（自転車保険や自動車保険の特約など）

ウ ヘルメットを着用すること。

エ ライトは自動点灯ライト（オートライト）のものに限る。

オ ベル・カギ・荷台を設置し、ブレーキ等の整備を十分にすること。

カ アップハンドルなど走行の安定性に影響する変形や改造を施した自転車は禁止する。

キ 車輪サイズは26インチ以上のものに限る。

ク 交通ルール違反・マナーなどが悪い者は、通学許可を取り消すことがある。

ケ バス通学生やJR通学生が近くのバス停や駅まで自転車を利用する場合も、自転車通学許可申請書を提出すること。

### 3 列車・バス通学について

エチケット・マナーを守り、他人への迷惑等を考え、高校生として自覚ある行動をしよう。

### 4 運転免許取得について

(1) 1年生・2年生の免許取得については、校長が必要と認めた人について許可される。

(2) 運転免許取得については、「運転免許試験受験に関する内規」に従い、3年生の11月上旬教習を開始することができる。

### 5 交通事故（違反）の起きたとき

交友事故等のあったときは、直ちに学校に連絡する。

# 諸 規 程

## I 事務に関する事項

### 1 保証人

- (1) 保証人は2人とし、その1人は親権者又は後見人（入学又は転学を許可されて入学しようとする者が成年者であるときは、校長が適当と認める者。以下同じ。）、他の1人は独立の生計を営む成年者とする。
- (2) 前項に規定する保証人のうち1人は、通学区域内に居住するものとする。ただし、県外から入学しようとするものであって、通学区域内に居住する保証人がいない場合は、この限りではない。
- (3) 保証人が前第1項又は前第2項に規定する資格を失い、又は死亡したときは、10日以内に保証人を定め、新たに誓約書を提出しなければならない。
- (4) 保証人は誓約書記載事項に変更があったときは、5日以内にその旨を届け出なければならない。

### 2 校納金について

- (1) 校納金は、所定の期日までに納入しなければならない。期日までに納入できない場合には、あらかじめ、ホームルーム担任にその理由を申し出ること。

## II 教務に関する事項

### 1 出欠について

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退する場合は、事前に（やむを得ないときは事後に）所定の用紙によりホームルーム担任に届け出る。
- (2) 病気欠席が1週間以上にわたるときは、欠席届に医師の診断書を添え、ホームルーム担任に届け出る。
- (3) 忌引日数は次のとおりである。

死亡者	父 母	祖父母	兄弟姉妹	曾祖父母	伯叔父母
日 数	5日以内	3日以内	3日以内	1日	1日

## 2 考査について

- (1) 受験に必要でないものは整頓して、廊下にまとめて置く。机上には筆記用具以外は置かない。
- (2) 受験は厳正な態度で行い、かりにも疑いを受けるような行為があってはならない。
- (3) 出席番号順に着席する。
- (4) 用具が床に落ちたときは、監督者の許可を受けて行動する。
- (5) 用具の貸借は禁止する。
- (6) 遅刻者は原則としてその科目を受験できないが、遅れた場合はただちに監督者の指示を受ける。
- (7) 受験時間中は答案用紙を提出したり、退席したりしてはならない。
- (8) 休み時間は静かに図書館などで勉強し、他の受験者に迷惑をかけてはならない。
- (9) 時間終了後答案用紙を提出する際は、各列最後尾の者が番号順に集めて提出する。

## 3 生徒異動について

- (1) 入学または転学を許可された者は、速やかに所定の様式による誓約書及び本人の住民票を校長に提出しなければならない。
- (2) 転学、退学または休学をしようとする者は、その理由を具し本人及び保護者等連署の上（病気による退学または休学は医師の診断書を添付）校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- (3) 休学中の者が、その理由がなくなったときは、その理由及び期日を具し本人及び保護者等連署の上、医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に復学を願い出て、その許可を受けなければならない。
- (4) 休学の許可を受けた後、3か月以内にその理由がなくなったときは、(3)に準じて校長に休学の取り消しを願い出なければならない。
- (5) 休学の期間は3か月以上1年以内とする。ただし校長が必要と認めた場合はその期間を延期することができる。

## 4 褒賞について

(1) 校内賞は次のとおりとする。

優等賞・努力賞・皆勤賞・精勤賞・功労賞

(ただし、精勤賞は令和7年度まで与えることとする。)

(2) 前項の褒賞は学校の教育目標に照らして、他の生徒の範とするにたる顕著な事実のある者につき、それぞれの基準により選考する。

## Ⅲ 生徒指導に関する事項

### 1 懲戒について

(1) 次の各項の一つに該当するものは退学とする。

(学校教育法施行規則第26条第3項)

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(2) 次の各項の一つに該当するものは、実状に応じて特別指導を行う。

- ① 飲酒・喫煙をした者、もしくは、煙草を所持していた者
- ② 暴力行為、脅迫行為を行った者
- ③ 故意に校舎、校具を損傷した者
- ④ 禁止されている娯楽場、飲食店等に入入りした者
- ⑤ 考査中に不正行為を行った者
- ⑥ 指導に服せず言動不良の者
- ⑦ 交通法令および本校で定めている交通に関する諸規則に違反した者
- ⑧ その他本校生徒としての本分に反する行為のあった者

## 2 許可願・届出一覧表

許可願・届出名	摘要
誓約書	入学時
欠席・欠課・遅刻・早退（入室許可証）	個人カード
休学・退学・転学・転籍願	病気の際は診断書添付
自転車通学許可申請書	
通学証明書交付申請書	事務
自動車等教習許可願	
アルバイト許可願	条件付き
行事参加許可願	
資格取得許可願	
修繕願	事務
国安寮入寮願	舎監長
海外旅行・登山届	
下宿届	
異装届	
集会等参加届	

## IV 施設・設備の使用、管理に関する事項

### 1 図書館利用について

#### (1) 開館

平常日 8時30分～16時50分

長期休業中は、別に定める日時

#### (2) 休館 国民の祝祭日・休業日

#### (3) 閲覧・貸出規程

ア 閲覧・貸出手続は、開館時に行う。

イ 館外貸出しは、貸出票に記入して、一人1回3冊以内とする。

ウ 辞書類・雑誌類・破損のおそれのある図書は、館外貸出しをしない。

エ 貸出期間は10日以内とする。

オ 転貸は、一切厳禁する。

#### (4) 罰則

図書を紛失または破損した時は、損害の弁償を求めることもある。

## 2 体育施設使用について

### (1) 使用時間

使用時間は、授業日については、原則として午前7時から午前8時10分まで、及び放課後から下校時刻までとする。休日及び休業日の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。

### (2) 使用心得

使用に当たっては、特に次の事項に注意しなければならない。

ア 使用前後の清掃、戸締り、使用器具の収納などは該当部員が責任を持つこと。

イ 照明、放送は関係教員の許可を得て使用すること。

ウ 備付けの机、いす、体育用具その他を無断で使用、搬出したり、外部から持ち込んだりしないこと。

エ 更衣室は、体育の授業以外は使用しないこと。（特に必要な場合は許可を受けると。）

オ 施設・設備を破損した場合は、直ちに届け出ること。

カ 部外者の使用は所定の手続きを要する。

### (3) 罰則

本規定に反した場合は、使用を禁止することがある。

## 3 部室の管理・使用について

### (1) 使用目的及び管理

部室は文化、体育部の活動を円滑に行うために各部に配当し、使用を認めるものであるからその目的以外に使用してはならない。部室の管理責任者は顧問とする。顧問は常に部室を点検し適正な維持管理に努めなければならない。

### (2) 使用心得

部室の使用は当該部員のみとする。各部は常に室内外の清掃整頓に留意し環境整備に心掛ける。部室の使用時間は平常日については、原則として午前7時から午前8時10分まで、及び放課後から下校時刻までとする。休日及び休業日の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。いかなる場合においても室内での火気の使用を禁ずる。

使用时以外は常に施錠し、鍵は顧問の責任において事務室及び職員室に保管する。平常時は職員室の保管の鍵を使用する。

以上に違反したときは、部室の閉鎖又は使用を禁止することがある。

## V 下宿規程

- 1 下宿希望者は学校が適切と認めた下宿に入居すること。
- 2 下宿希望者は下宿届をホームルーム担任に提出すること。
- 3 下宿変更を希望する者は新規に下宿届をホームルーム担任に提出すること。
- 4 下宿では規律ある生活をし、言動を慎み品位ある行動をすること。
- 5 下宿生一般の心得
  - (1) 室内の整理整頓を行うこと。
  - (2) 同宿者とは互いに親しみ合い、共に向上に努めること。
  - (3) 真剣に学業に励むこと。
  - (4) 下宿では他人に迷惑をかけないように生活すること。
  - (5) 下宿主の指示に素直に従うこと。
  - (6) 外出・帰宅の際は下宿主に必ず連絡すること。
  - (7) 室内で暖房器具（火気）等を使用するときは必ず下宿主の許可を得ること。
  - (8) 下宿生以外の入室は、下宿主の許可をうけること。

## VI 日直規程

### 1 日直の目的

日直は、ホームルーム内における生活を向上させることを目的とし、奉仕の精神をもって行う。

### 2 日直の分担

- (1) 日直は、原則として各クラス2名とし、全員が交代で行う。
- (2) 担当する期間は、原則として1日とする。
- (3) 日直の人数、期間については、ホームルームで協議し決めてもよい。

### 3 日直の役割

- (1) クラスの目標を設定し、目標達成のために努力する。
- (2) 授業後のホワイトボード清掃と、使用する教具教材の準備・片づけを手伝う。
- (3) 教室内の整理・整頓・清掃状況を確認する。
- (4) 教室の戸締りを確実にを行う。
- (5) ホームルーム日誌に記録し、ホームルーム担任に提出し指示を受ける。

## VII 部活動規程

### 1 部活動の目標

- (1) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸張を図る。
- (2) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (3) 自主性を育てるとともに、集団生活において協力していく態度を養う。

### 2 部活動の内容

部活動は学年の所属を離れて同好の生徒をもって組織するものとし、それぞれ次のいずれかに属する活動を行う。

- (1) 文化的な活動
- (2) 体育的な活動
- (3) 生産的な活動
- (4) その他の活動

### 3 部の種類

(1) 文化部

①自然科学部 ②写真部 ③美術・イラスト部 ④吹奏楽部 ⑤声楽部 ⑥茶華道部

(2) 体育部

①野球部 ②ソフトテニス部 ③バレーボール部 ④卓球部 ⑤バスケットボール部  
⑥サッカー部 ⑦陸上競技部 ⑧弓道部 ⑨剣道部

(3) 生産部

①機械技術部 ②電子技術部 ③建築部 ④商業部

# I 生徒会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は愛媛県立吉田高等学校生徒会と称する。

## 第2章 会員

第2条 本会は愛媛県立吉田高等学校全生徒で構成する。

## 第3章 目的

第3条 本会は全校生徒の自治的諸活動を推進し生徒の福祉に寄与することを目的とする。

## 第4章 機関

第4条 本会は目的達成のため次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 代議員会
- ③ ホームルームおよび部
- ④ 小委員会

第5条 会議は校内公開とし傍聴者は議長の承認を得て発言することができる。ただし特別の場合は傍聴を拒否することができる。決議は3分の2以上の多数決とする。また傍聴者には表決権がない。

第6条 外来者は議長の承認を得て傍聴することができる。

## 第1節 総会

第7条 総会は本会の最高議決機関である。

第8条 生徒会長は年2回定例総会を招集し、また、次の場合にも臨時として招集する。

- ① 全会員の20%以上の要求があった場合
- ② 生徒会執行部が必要と認めた場合
- ③ 代議員会が必要と認めた場合

第9条 総会の招集は原則として3日以内に公示し、全生徒の3分の2以上が出席したとき成立する。

第10条 総会における議決は出席会員の3分の2以上の多数決とする。

## 第2節 代議員会

第11条 代議員会は全会員を代表する代行決議機関である。

第12条 代議員会は執行部役員、各ホームルームより選出された中央委員2名、各種委員長各1名、文化・体育・生産部門より各1名ずつによって構成する。  
また次の場合において臨時に召集することができる。

- ① 緊急を要する問題のある場合
- ② 全委員の3分の2以上の要求のあった場合

第13条 本委員会には原則として教職員が1名以上出席する。

第14条 代議員会の必要定員数は全委員の3分の2以上とする。

第15条 代議員会における提案議決は多数決によってし、賛否同数の場合は生徒会長がこれを決定する。

第16条 代議員会は指名選出により、2名の委員よりなる会計監査委員会をおく。ただし会計監査委員は他の役員を兼ねることはできない。会計監査委員会の任期は1年とする。会計監査委員会は毎学期末に会計委員管理の帳簿を監査し、その結果を発表する。

## 第3節 ホームルーム、および部活動

第17条 ホームルームは各委員会より送付された問題、その他必要事項について討議し、かつ決定する。

第18条 各ホームルームは次の委員を選出する。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ① 中央委員 2名                  | ② 風紀委員 1名  |
| ③ 保健委員 1名                  | ④ 出版委員 1名  |
| ⑤ 体育委員 普通科 男女各1名<br>工業科 1名 |            |
| ⑥ 図書委員 1名                  | ⑦ 視聴覚委員 1名 |
| ⑧ 安全通学委員 1名                | ⑨ 美化委員 1名  |
| ⑩ 人権委員 1名                  |            |

第 19 条 各委員は自分の所属する委員会の活動報告を担当し、ホームルームでの討議促進をはかる。

第 20 条 部は体育部と文化部と生産部に分かれる。

第 21 条 各部は教職員を顧問とし、部員の中より 1 名を部長とする。またその他必要な委員をおく。

#### 第 4 節 小委員会

第 22 条 小委員会は次の委員会を有する。

- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 中央委員会  | ② 風紀委員会   |
| ③ 保健委員会  | ④ 出版委員会   |
| ⑤ 体育委員会  | ⑥ 図書委員会   |
| ⑦ 視聴覚委員会 | ⑧ 安全通学委員会 |
| ⑨ 美化委員会  | ⑩ 人権委員会   |

第 23 条 各小委員会の構成と任務は次の通りである。

- ① 中央委員会は各ホームルームより選出された 2 名ずつの委員によって構成され、ホームルームのリーダーとして校風の向上を図る。
- ② 風紀委員会は各ホームルームより選出された 1 名ずつの委員によって構成され、生徒の行動の善導、校風の維持改善に努める。
- ③ 保健委員会は各ホームルームより選出された 1 名ずつの委員によって構成され、保健衛生の向上改善に努めるとともに学校内の整理、整頓、清潔美化を計る。
- ④ 出版委員会は各ホームルームより選出された 1 名ずつの委員と学校より委嘱された委員とによって構成され各種の生徒会出版物の計画、調整を行う。なお、学校新聞刊行も行う。
- ⑤ 体育委員会は各ホームルームより選出された委員によって構成され、運動用具の手入とその管理および各種運動競技の計画とその援助を行う。
- ⑥ 図書委員会は各ホームルームより選出された 1 名ずつの委員によって構成され、図書の貸出し、整理、図書館報の発刊等の図書館活動にあたる。
- ⑦ 視聴覚委員会は各ホームルームより選出された 1 名ずつの委員と学校より委嘱され

た委員とによって構成され、視聴覚器材の管理、視聴覚に関する活動の実施、運営を行う。

- ⑧ 安全通学委員会は各ホームルームより選出され1名ずつの委員によって構成され、交通安全意識を高揚し、交通事故を防ぐため、安全通学の啓発と、その方法に関する検討および、生徒の交通安全全般について活動を行う。
- ⑨ 美化委員会は各ホームルームより選出された1名ずつの委員によって構成され、学校美化の向上に努める。
- ⑩ 人権委員会は各ホームルームより選出された1名ずつの委員によって構成され、人権に関わる研究・啓発活動を行う。なお研究・啓発活動については委員以外の生徒も自由に参加できる。

第24条 各小委員会は委員長、副委員長を選出し、1か月の経過報告をしなければならない。

第25条 各委員の任期は、1年とする。ただし1年生は、2学期に変更を認める。また欠員が出た場合は補充する。

## 第5章 役員

第26条 本会は次の役員を置く。

- ① 生徒会長 1名
- ② 生徒会副会長 2名
- ③ 書記 3名
- ④ 会計 2名

第27条 必要なときには生徒会は、第26条に規定した役員のほかに役員を置き得る。そして適切な時期に解散さす。

第28条 生徒会長・生徒副会長は全校選挙によって選ばれ、生徒・総会の承認を得るものとする。また、他の役員は生徒会長の推薦とし生徒総会の承認を得るものとする。任期は1年とする。

第29条 全会員は役員に選ばれる資格を有する。

第30条 役員欠員がある場合は次の措置をとる。

- ① 生徒会長に欠員があった場合は生徒会副会長が代行する。
- ② 生徒会副会長に欠員があった場合は、残りの1名が行う。
- ③ 書記に欠員のあった場合は残りの書記が行う。

第31条 役員は次の職務を行う。

- ① 生徒会長は代議員を代表し、その議長となる。
- ② 生徒会副会長は生徒会長を補佐し会長不在の時は、その職務を代行する。
- ③ 書記は生徒総会および代議員会の記録を行い、その記録および書類を保管し、代議員会の翌日には掲示板に明細報告を行う。
- ④ 会計は収入、支出の事務をとり、つねに帳簿を整理しておくものとする。ただし現金出納は学校会計を経て行うものとする。書記は両会における正副役員不在の場合、その職務を代行する。

## 第6章 選挙

第32条 役員および小委員会委員長の選挙は立候補制、推薦立候補制の二つあるいは一つを採用する。

第33条 選挙は9月に行う。

第34条 選挙管理委員会は選挙2週間前までに、3年生の各ホームルームより1名ずつ選出された委員によって構成する。

第35条 役員として立候補する場合は、少なくとも選挙の10日前までに、そのことを選挙管理委員会に申し出て申請書の交付を受ける。この申請書は20人の本会会員の賛成者の署名を受けた日から3日以内に選挙管理委員会に提出しなければならない。申請書が全部提出されたら、管理委員会は投票準備をする。ただし選挙管理委員に選ばれたものは、被選挙権を有しない。

## 第7章 解任

第36条 役員として不適切と認められ、会員30%以上の署名申請書が提出されたとき、このための表決は生徒総会で行わねばならない。その表決には全会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第8章 決 議

第37条 本会の決議事項は学校長の承認を得て実施する。

## 第9章 運 営

第38条 生徒会の活動を全生徒の自由意志によって規律化し、より完全なる方法で運営するために学校の指導を受ける。

## 第10章 会 計

第39条 本会の経費は平等に負担する会費をもってあてる。

第40条 本会の会費は月額500円とする。

第41条 本会の会費は校納金納入の際に、同時に納入するものとする。

第42条 諸経費の支出については、全て会計規定に基づいてなされなければならない

## 第11章 改 正

第43条 本規約を改正する場合、代議員会で出席委員数の3分の2以上の賛成投票を得た後、生徒総会にて討議し、その出席会員の過半数の賛成を必要とする。

## 第12章 生徒会慶弔規程

第1条 生徒会は生徒・職員ならびにその家族の慶弔を共にするためにこの規程を設ける。

第2条 生徒のうち、次の項目に該当する者がある場合は執行部と中央委員会で協議の上、支出する。

- ① 生徒またはその父母、または父母に準ずる者が死亡した場合。
- ② 生徒およびその家族が火災、水害、その他の不慮の災害にかかった場合。

第3条 職員のうち、次の事項に該当する場合には、執行部と中央委員会で協議の上、支出する。

- ① 転任または退職の場合。
- ② 火災、水害その他不慮の災害にかかった場合。
- ③ 職員またはその配得者が死亡した場合。

第4条 慶弔費に対する返礼は受けない。

第5条 慶弔費は生徒会予算の総務費から支出する。

## II 生徒会会計細則

### 1 予算

(1) 予算案の作成は5月中に完了するものとする。

(2) 編成委員は5名よりなり、編成案を作成し、予算会を召集して編成案を提出する。

なお、委員は、代議員会より互選するものとする。

(3) 予算会

ア 予算会は各部の代表各2名と編成委員をもって構成する。ただし、編成委員は議決権をもたない。

イ 予算会の必要定員数は全会員の4分の3以上とする。予算会における議事は編成委員を除く出席会員の過半数でこれを決する。

ウ 予算会における決定案は総会の承認を得れば、それを学校側に提示し、最終決定を行う。

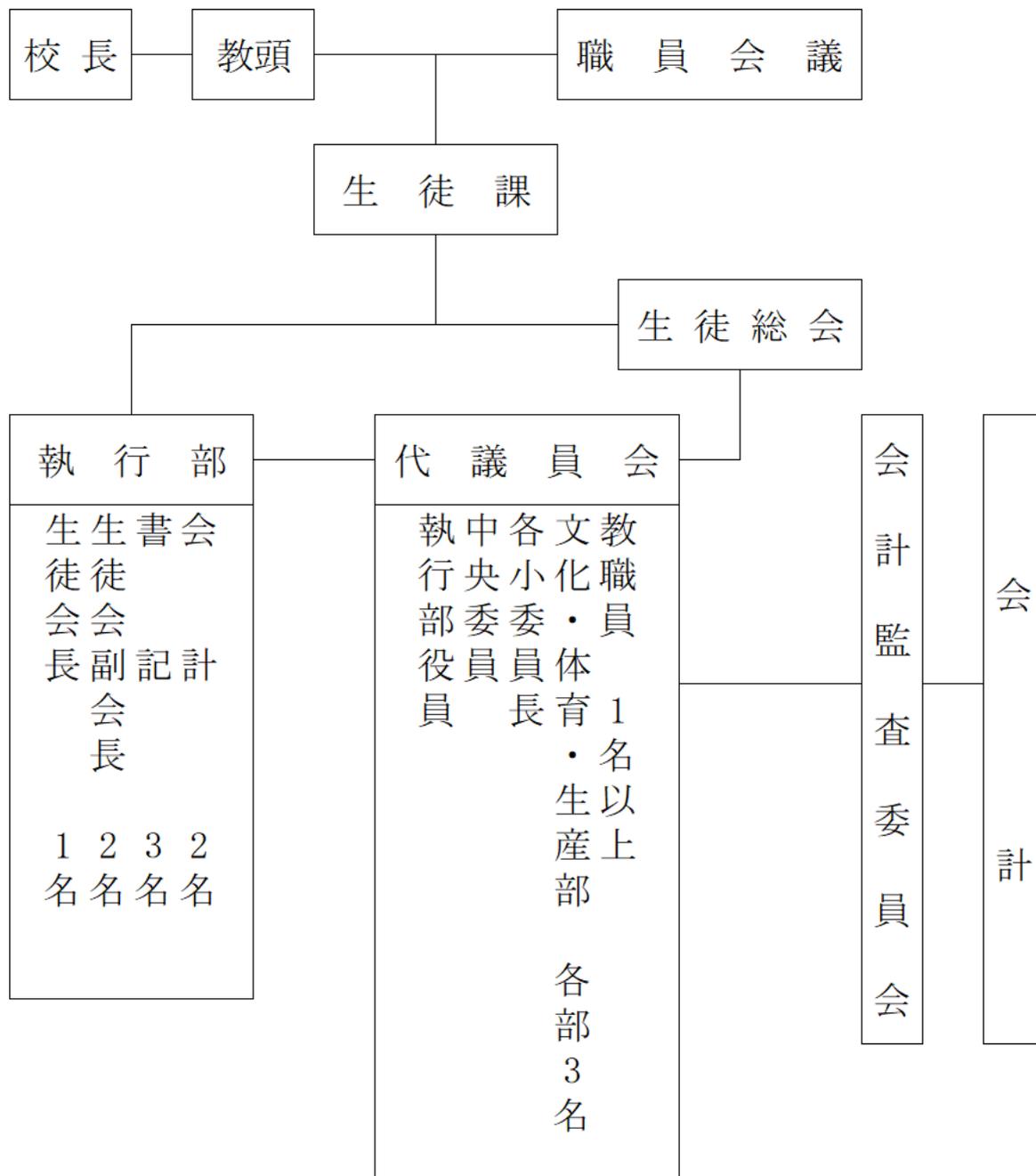
### 2 収入

生徒会規約第10章の第39条、第40条までと同じである。

### 3 支出

支出の際、部長は顧問の承認を得るものとする。更に生徒会会計総顧問の承認を得なければならない。

### Ⅲ 生徒会運営組織表



小 委 員 会									
中央	風紀	保健	出版	体育	図書	視聴覚	安全通学	美化	人権

部長会		
文化部	体育部	生産部

選挙管理 委員会
-------------

## IV 家庭クラブ規程第1章名称及び目的

第1条 本会は愛媛県立吉田高等学校家庭クラブと称する。

第2条 本会は、家庭科の学習を生かして、学校及び地域の課題解決と向上に当たることを目的とする。

第3条 前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 主体的、科学的な生活態度の育成とプロジェクト学習に関すること。
- ② 家庭生活、学校生活及び地域生活の改善向上に関すること。
- ③ 積極的な交流活動と地域に奉仕する態度の育成に関すること。

### 第2章 組織および会員の資格

第4条 本会は会員、準会員によって組織し、会員の資格は次のとおりとする。

- ① 会員 家庭科を履修している生徒及び履修した生徒。
- ② 準会員 本会の活動に賛同する生徒。

第5条 本会は、各ホームルームより1名の家庭クラブ連絡員を選出する。

第6条 家庭クラブ連絡員は、会員に活動連絡を行うとともに、行事運営に協力する。

### 第3章 役員及び任期

第7条 本会の役員は次のとおりとし、総会で承認を得る。

会長 1名

副会長 2名

書記 2名

会計 2名

庶務 若干名

成人会長 学校長

顧問 家庭科教員

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第4章 会議

第9条 定例総会は、年に1回開催する。臨時総会は会長または会員の過半数が必要と認められた場合にこれを開催する。

第10条 会議は会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛同で成立する。

## 第5章 会計

第11条 会計は学年末にその収支決算を行い、総会でこれを報告する。